

令和3年10月25日

**飲酒運転の根絶に向けた共同宣言及び共同取組について****千葉県知事 熊谷 俊人**

飲酒運転による交通事故の発生件数については、累次の飲酒運転の厳罰化などにより、全国的に減少基調にはあるものの、近年では減少幅が縮小し、下げ止まりの傾向にある。

このような中、今年6月には千葉県八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにはねられ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生し、飲酒運転に対して改めて厳しい目が向けられたにも関わらず、その後も、飲酒運転による事故や摘発が全国で相次いでいる。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪である。

今後、年末に向けて飲酒の機会が増えることが予想されることから、例年以上に飲酒運転への警戒を強めるとともに、子どもや罪のない方々が被害に遭うような悲惨な事故を繰り返さないため、以下の2点について提案する。

- 1 九都県市が「飲酒運転を根絶する」という強い決意を共有し、その姿勢を社会全体に発信することにより、飲酒運転根絶に向けた国民的気運の醸成に繋げるため、一丸となって対策に取り組む旨の共同宣言を発出する。
- 2 飲酒運転対策については、各地方自治体の実情に応じて、取締りや各種の広報啓発の取組が行われているところであるが、上記共同宣言を踏まえ、飲酒の機会の増える年末に向け、九都県市で共同して行う新たな取組について検討することを提案する。

(検討内容の例)

九都県市一斉広報啓発活動の実施

- ・交通安全運動等における九都県市共同メッセージの発信
- ・各都県市ホームページにおける各首脳によるPR動画掲載
- ・ラジオ等を活用した広報
- ・車両の運行機会の多い事業所に対する訪問・啓発活動

## 飲酒運転根絶に向けた共同宣言（案）

本年6月28日、千葉県八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにはねられ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪であり、断じて許すことはできません。

飲酒運転で検挙される者が後を絶たない現状において、このような悲惨な事故を繰り返さないためには、九都県市においても飲酒運転の根絶に向けての対策を一層強化することが必要です。

九都県市首脳会議は、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」決意を新たに、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、職場、地域などが一体となって飲酒運転を根絶するための施策展開に、九都県市一丸となって、全力で取り組んでいくことを宣言します。

令和3年 月 日

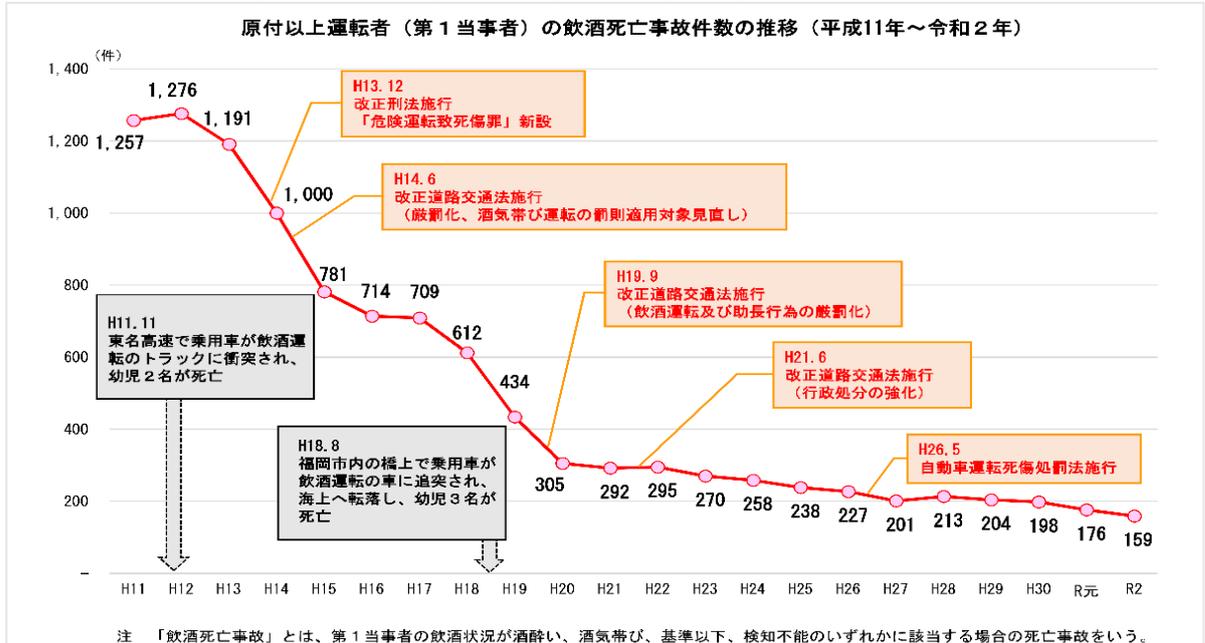
### 九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

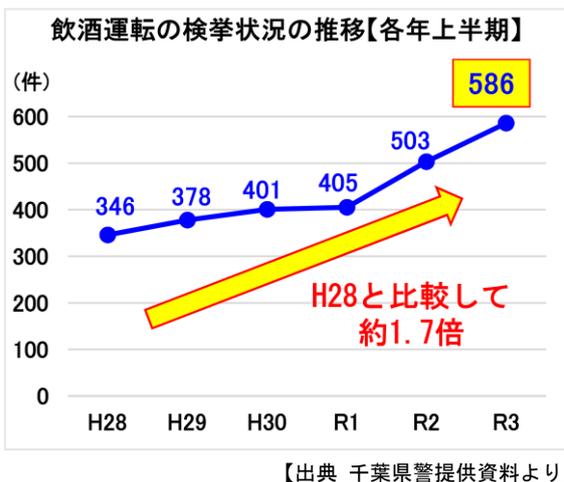
# 飲酒運転の根絶に向けた共同宣言及び共同取組について

## 1 現状と課題

- 全国的に、飲酒運転による交通事故は年々減少しているものの、近年は下げ止まりの傾向にあり、未だ飲酒運転の根絶には至っていない。



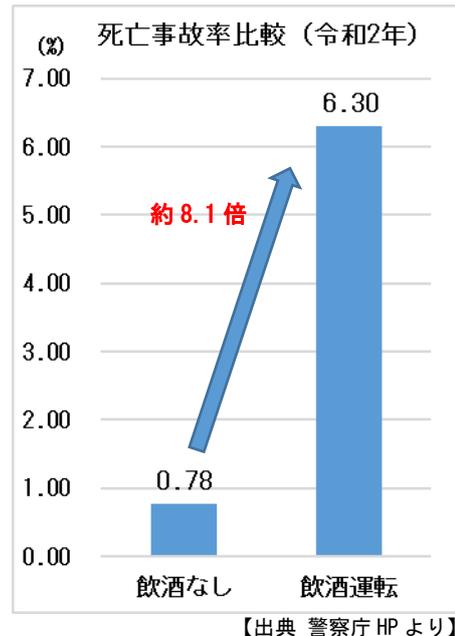
- 千葉県内における飲酒運転の検挙（上半期）はH28以降最多



- 八街市の事故後（7月～9月）の県内飲酒関連事故等の発生状況  
人身事故：27件、検挙：215件

- 飲酒運転の死亡事故率（※）は、飲酒無しの約8.1倍と極めて高い。

※死亡事故率=死亡事故件数÷交通事故件数×100%



○飲酒運転の根絶に向けて、九都県市共同で新たな取り組みを検討する。

## 2 千葉県の取組

### ●飲酒運転根絶に向けた緊急啓発事業

飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転の危険性を改めて周知するため、ラジオCMやインターネット・動画などを用いた広報啓発を行っている。

#### 【主な事業内容】

##### ○ラジオCMの実施

- ・県内のドライバー向けのラジオCMを作成し、放送した。

(令和3年7月20日(火)～8月18日(水)まで 計110回放送)

#### 【ラジオCMナレーション原稿】

千葉県からのお知らせです。

県内では、飲酒運転が後を絶ちません。

飲酒運転は、大切な人の未来を奪う重大な犯罪です。

飲酒運転は、「絶対にしない、させない、許さない」

一人ひとりの力で飲酒運転を根絶しましょう。

##### ○インターネットを活用した広報啓発活動

- ・飲酒運転の根絶に向けた啓発動画を作成し、インターネットで「居酒屋」等の特定のキーワードを検索した際に表示される検索連動型広告に掲載する。

(令和3年9月～令和4年3月に実施予定)

##### ○飲酒運転根絶宣言事業所

- ・飲酒運転の根絶に向けて更なる機運の高揚を図るため、業務で車両の運行機会の多い事業所を直接訪問し、「飲酒運転根絶宣言事業所」になってもらうなどの啓発活動を行う。

(令和3年11月～12月に実施予定)

## 3 共同取組の検討内容の例

- (1) 交通安全運動等における九都県市共同メッセージの発信
- (2) 各都県市ホームページにおける各首脳によるPR動画の掲載
- (3) ラジオ等を活用した広報
- (4) 車両の運行機会の多い事業所に対する訪問・啓発活動

## 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について（案）

社会的養護については、里親による家庭養育を中心に進められているが、施設養護も重要な役割を担っており、各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいるところである。

児童養護施設や乳児院等には、虐待を受けた子どもや様々な課題を抱える児童への養育を行うため、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置されているが、これらの職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、都市部を中心として人材の確保に苦慮している実態がある。例えば保育士については、認可保育所等の保育士と比較し、夜勤などの不規則勤務や人手不足により長時間労働が発生する等、労働環境が過酷である上、経験年数による加算などの処遇面で劣っていることも要因であると考えられる。

国は、「新しい社会的養育ビジョン」などにおける社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めているが、そのためには、施設職員の人材確保・育成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠である。

については、児童養護施設や乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について、次のとおり要望する。

- 1 人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借上制度の創設等を行うこと。

2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けることができる環境を整備し、職員の過酷な労働環境を少しでも緩和するため、現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

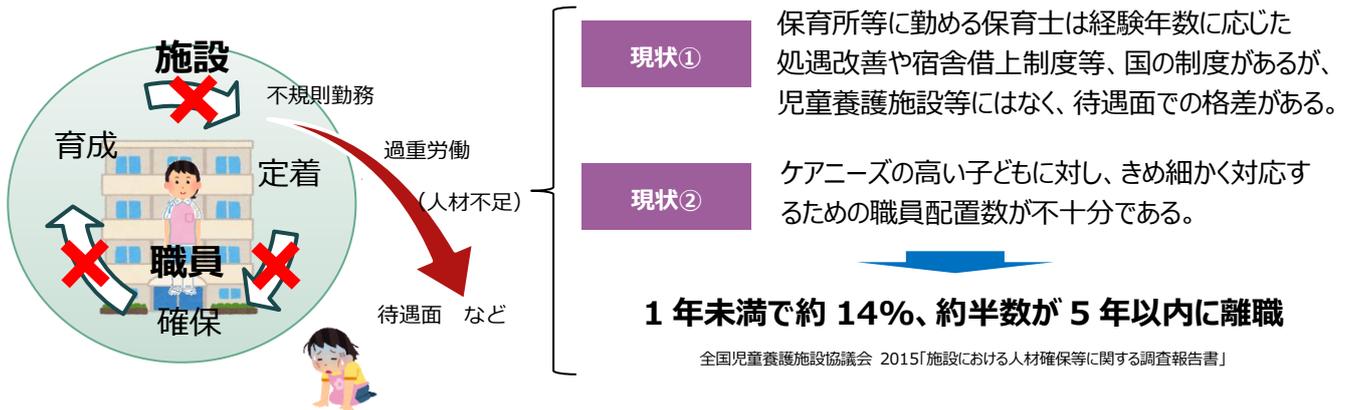
九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について

1. 児童養護施設等の現状について

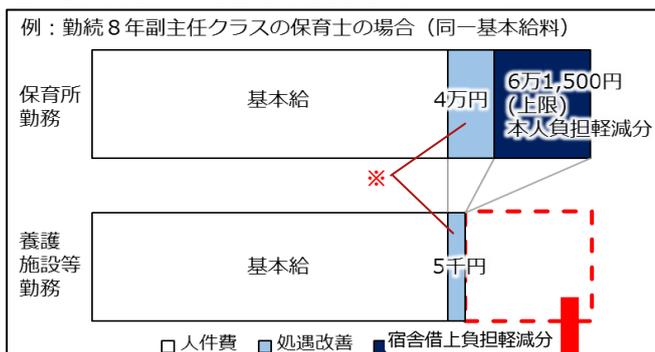
- 児童相談所における虐待通告件数や一時保護児童の増加に伴い、施設入所を含む社会的養護が必要な児童の増加が見込まれるとともに、さらに養育が困難な子どもの増加により、施設職員には高い専門性が求められるが、過酷な勤務に関わらず、待遇面の格差や不十分な職員配置数等により、人材確保・育成・定着が進んでいない。



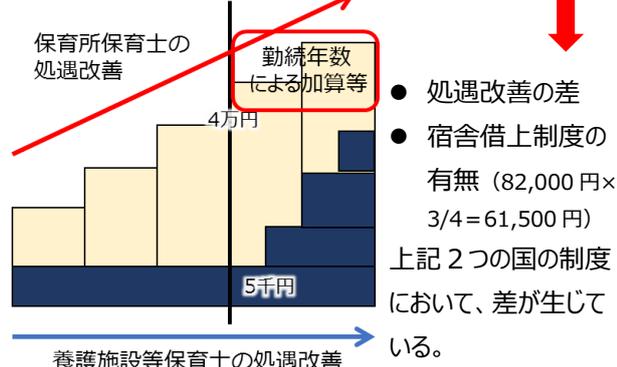
2. 施設が抱える課題について

- 同じ保育士資格を有していても、待遇面の格差により、就職する場所を認可保育園とする方が多い。
- ⇒待遇面を改善し、児童養護施設等についても同等の待遇で採用活動できる環境が必要

(参考) 保育士人件費の比較 (モデルケース)

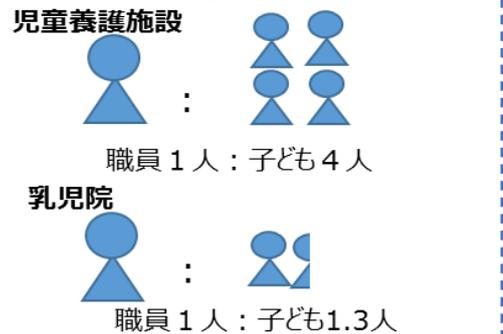


※処遇改善費の比較



- ケアニーズの高い子どもに対し、集中的なケアが求められる中、現在の職員配置基準では、過重労働を強いられている。
- ⇒更なる専門性が発揮できるよう、配置基準の底上げなど、国からの支援が必要

現行の施設職員配置基準について (国基準)



24時間 365日の生活施設であり、夜勤(宿直)の体制も考慮すると、夜間が手薄になったり、勤務が長時間化する傾向にある。

人材の確保・育成・定着のサイクルの実現

※上記はモデルケールであり、養護施設等にもユニットリーダー等一部の職種には別途加算が上乗せされることがあります。

### 3. 各都県市の取組について

#### (1) 施設人材の確保・育成に関する取組

取組の内容	川崎市	他の8都県市
人材の確保	・職員人材確保事業 (実習を受けた学生への指導や就職前に一定期間、非常勤職員として採用)	・職員人材確保事業 (同左：②)
人材の育成	・施設における人材育成や事例検討を行った際の講師謝礼等を支弁	・資質向上のための研修事業②
処遇改善 (国事業除く)	・採用5年未満の施設職員への家賃補助 (上限2万円/月額)	・児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業①

○内の数字は取組の実施自治体数

#### (2) 施設職員の加配等に関する取組

取組の内容	川崎市	他の8都県市
直接処遇職員配置の加配	・児童養護施設、乳児院の直接処遇職員については、概ねこども：職員が1：1になるよう加配	・国の基準を超えて職員を配置した際の加算経費 (保育士・児童指導員を1～2名程度) ③ ・高年齢児への対応を行うための人件費の補助②
補助職員の加配	・非常勤用務員等の配置加算	・指導員等の資格取得を目指す者及びその他補助職員の雇用推進③
直接処遇職員以外の加配	・児童心理治療施設への医師の配置 ・医療機関との連携 ・施設における家庭等への育児指導	・児童心理治療施設への医師の配置① ・児童養護施設における心理療法担当職員及び非常勤精神科医の配置など① ・医療機関との連携① ・施設における家庭等への育児指導①
その他	特になし	・児童の養育ニーズに応じた、施設運営に対する補助及び、児童への個別対応等を行ったことに対する努力加算など①

○内の数字は取組の実施自治体数

### 4. 国への要望事項について

- 1 **人材確保・育成等に対する支援の一層の充実**を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、**社会的養護処遇改善加算の増額や宿舍借上制度の創設等を行うこと。**
- 2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けられることができる環境を整備し、職員の過酷な勤務環境を少しでも緩和するため、**現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援を行うこと。**

令和3年10月25日

## i-Constructionの推進について

埼玉県知事 大野 元裕

建設業界では、長年に及ぶ建設投資の減少などを背景として、若年者の入職が減少するとともに、近い将来、建設労働者の高齢化による大量離職が見込まれている。

今後、建設労働者が減少する中で、公共インフラの品質確保と適正な機能維持を図っていくためには、より一層の生産性向上に取り組んでいく必要がある。

こうした中で、令和元年6月に品確法が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられた。

情報通信技術を活用したICT施工は、効率的に高精度な施工を実現するものであり、生産性の向上による省人化などのメリットは大きい。

しかし、地域経済の基盤をなしている中小企業にとっては、導入の費用や技術習得などが課題となり、活用を躊躇する一面もある。

そこで、九都県市が一体となって、中小企業のICT施工の普及促進に向けた取組を推進する必要がある。

## (検討内容の例)

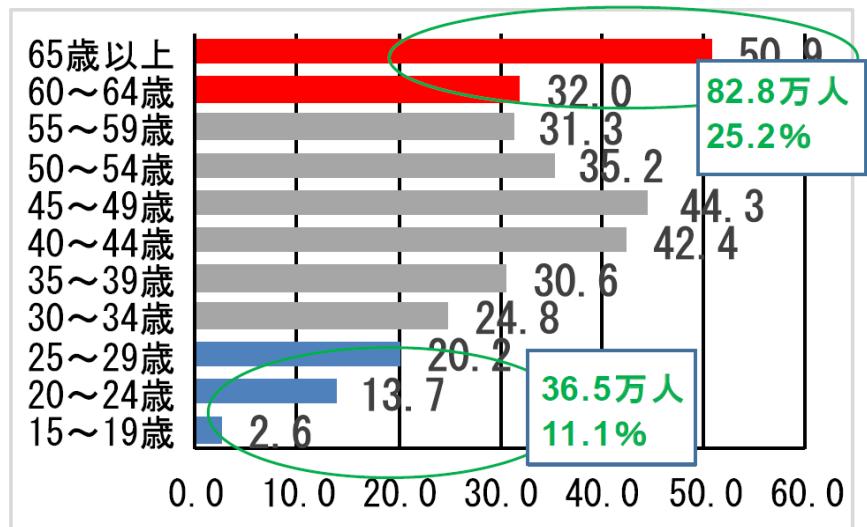
- ・ 各都県市におけるICT施工の取組の現状及び課題の共有
- ・ 中小企業のICT施工の普及促進に向けた取組の研究及び情報の共有

# i-Constructionの推進について

## 1 現状

○ 建設業界では、若年者の入職が減少し、近い将来、建設労働者の高齢化による大量離職が見込まれている。

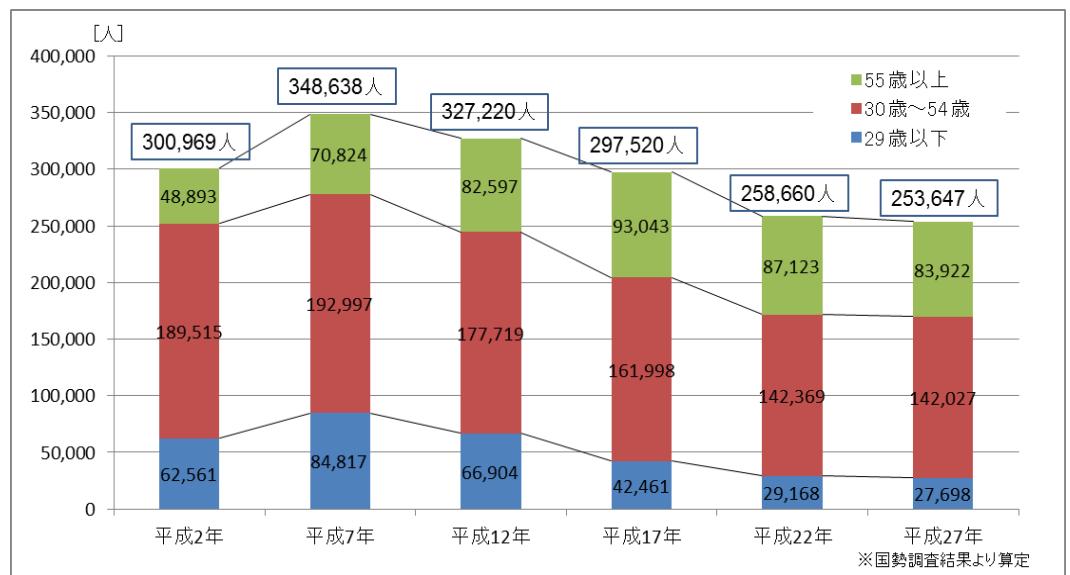
(年齢階層) 全国 年齢階層別の建設技能労働者数



出典:総務省「労働力調査」(H30年平均)を元に国土交通省にて推計

○ ここ20年間で建設労働者は4分の3まで減少しており、公共インフラの品質確保と適正な機能維持を図っていくためには一層の生産性向上が必要となっている。

埼玉県内の建設業従事者数の推移



※埼玉県県土整備部資料

## 2 国の動向

- 平成27年11月 石井国土交通大臣記者発表  
『i-Constructionで建設生産革命』
- 平成28年9月 安倍総理 未来投資会議の開催  
『建設現場の生産性を2025年までに20%向上目指す』
- 令和元年6月 品確法が改正され、発注者の責務として、情報通信技術の活用による生産性の向上が位置づけられた。

### 3 本県の取組

#### (1) ICT活用工事の導入

- 平成28年度に取組みを始め、令和2年度までに土工、舗装工など5工種を対象に実施している。

#### (2) 中小企業への働きかけ

- 受発注者合同による現場見学会の開催により、ICT技術の習得に努めている。

#### (3) 埼玉県地域建設業ICT推進検討協議会での検討

- 令和3年1月から国土交通省関東地方整備局、県、さいたま市、埼玉県建設業協会の4者において、ICT施工を地域建設業に普及促進することを検討

### 4 課題

国土交通省関東地方整備局が行った、管内の建設従事者へのアンケート（R3.3公表）

#### ○ i-Constructionを支持するか

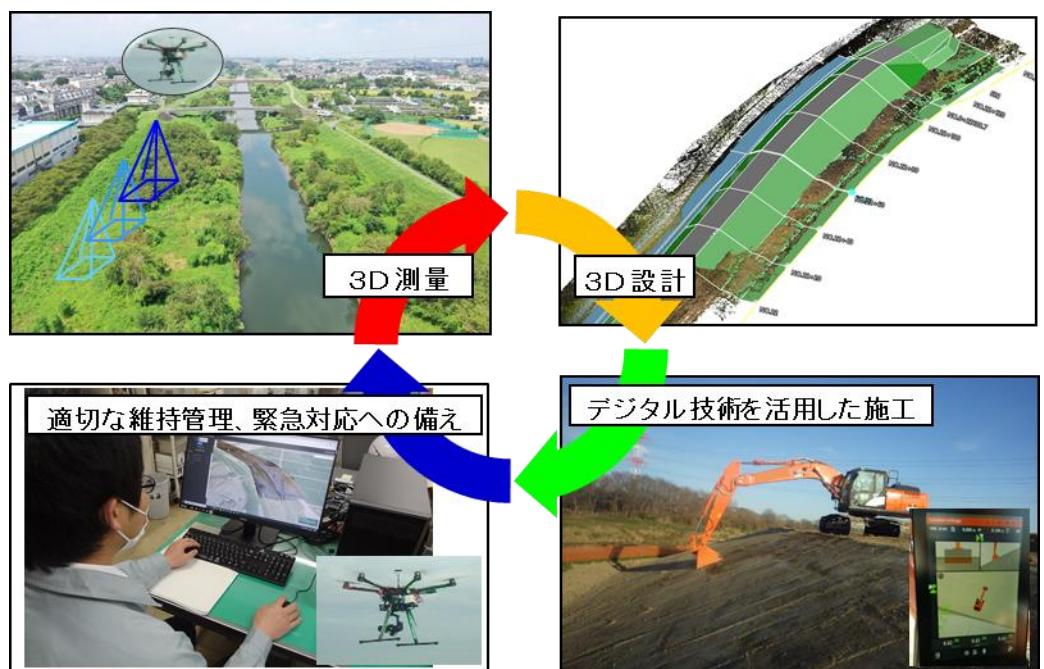
支持する…66%、どちらでもない…30%、支持しない…4%

#### ○ i-Constructionを支持しない理由

手間がかかるから、対応できる人材がないから、費用がかかるから

### 5 今後の取組（共同取組の提案）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、及び5政令市の工事は、発注する工事の規模や施工条件に共通点も多いことから、九都県市が一体となって中小企業のICT施工の普及促進に取り組むことを提案する。



#### 【検討内容の例】

(1) 各都県市におけるICT施工の現状及び課題の共有

(2) 中小企業のICT施工の普及促進に向けた取組の研究及び情報の共有

## 有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について（案）

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、高齢化の進展に伴い年々増加し、地域における多様なニーズの受け皿となっているところである。

一方、当該施設の運営に当たっては、同一グループが運営する住宅併設型の介護サービス事業所等の利用に限定・誘導する、いわゆる「囲い込み」や、事業者本位のサービス提供による過剰・過少サービスといった様々な課題が指摘されている。

このため、地方自治体（都道府県、指定都市及び中核市）による施設への指導が欠かせないところであるが、老人福祉法では施設の義務として「帳簿の作成」や「入居者への情報の開示」等が規定されているだけであり、これ以外の規定については、国の標準指導指針を参考として各自治体が指導指針を策定することとなっている。

地方自治体は、この指導指針に基づき事業所に対し実地指導等を行っているが、自治体が策定する指針には法的拘束力がないことを理由に事業者が指導に従わないことがあり、現行の法制度による指導の限界が課題となっている。

一都三県には、全国の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の約20%が集中しており、地方自治体の適切な指導が不可欠である。

については、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への規制や指導の実効性を高めることにより、当該施設の適正な運営及び入居者の権利と尊厳を確保するため、次の事項を要望する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、国の標準指導指針に定める項目に関し、指導の実効性を確保するよう整備すること

また、改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の手順及び留意点を明示すること

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤茂之様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

さいたま市長

相模原市長

神谷俊一

大野元裕

熊谷俊人

小池百合子

黒岩祐治

山中竹春

福田紀彦

清水勇人

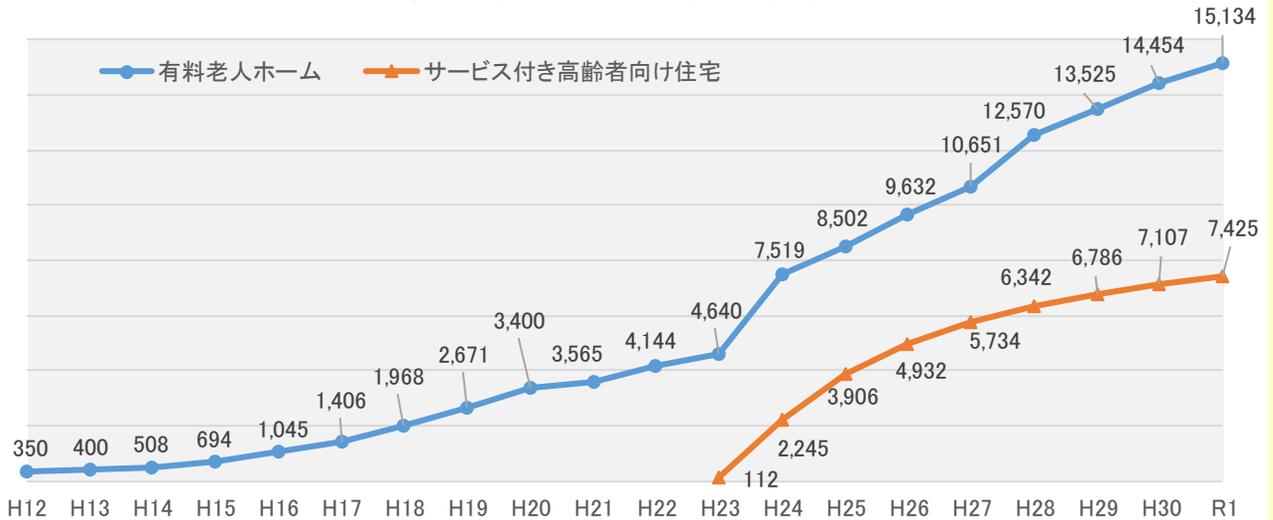
本村賢太郎

# 有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について

## 1. 提案の背景

### ● 高齢者住まい・施設の急増

高齢者住まい・施設の件数

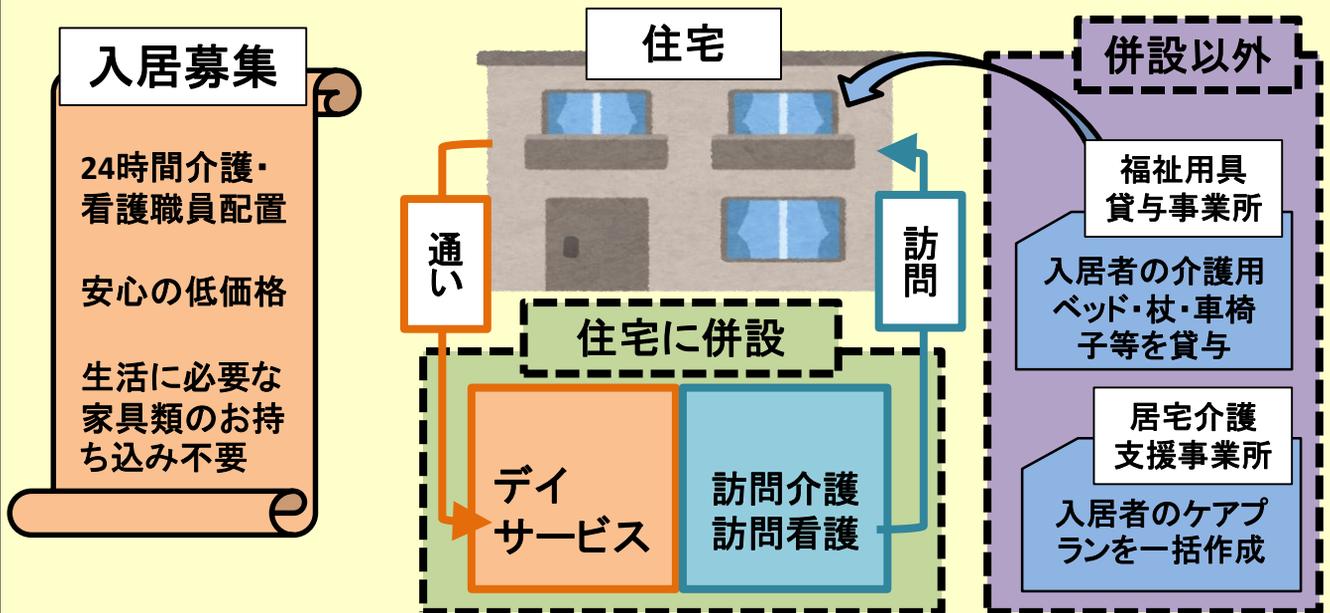


※1：有料老人ホームは「社会福祉施設等調査（各年10月1日時点）」より

※2：サービス付き高齢者向け住宅は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム登録状況集計結果（H23は12月時点。H24以降は9月時点）」より

### ● 入居者の困り込みが懸念される例

家賃を不当に下げて入居者を集め、その収入の不足分を賄うため、入居者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスを提供している場合がある



## 2. 指導の実態と課題

### ・老人福祉法に定める事項

→「帳簿の作成」や、「入居者への情報の開示」、「その他の金品の受領の禁止」、「前払金の保全措置及び返還規定」及び「都道府県知事等への報告」が義務付けられている。

### ・老人福祉法に定められていない事項

→国が定める指針を標準とし、各自治体が策定する指針に基づいて設備面、サービス面の指導をしている。

### ・各自治体が策定する指針に基づく指導

→法的拘束力がないため、指針に従わない場合がある。

### ●本市の指導状況と指導困難事例

年間10件弱の新規開設予定施設に対する事前協議

年間45件、5年間計225施設に対する全件立入検査

一部の設置者からは

- ・指針に法的拘束力はないから従う義務がない。
- ・既に開設している施設で問題が生じていないので従う必要性が分からない。
- ・指針に定める居室面積では居室数が減ってしまい、採算が合わない。

指導に従わない場合、重要事項説明書に指針に適合しない内容を明記し、入居希望者に十分説明するよう求めるが、既存入居者の利益の回復には繋がらない。

については、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への規制や指導の実効性を高めることにより、当該施設の適正な運営及び入居者の権利と尊厳を確保するため、次の事項を要望する。

## 3. 国への要望内容

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、国の標準指導指針に定める項目に関し、指導の実効性を確保するよう整備すること

また、改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の手順及び留意点を明示すること

## マンションの管理適正化の推進に向けた 包括的支援等について（案）

国民の1割以上がマンションに居住する我が国では、築40年を超える高経年のマンションが増加の一途を辿っており、建物の老朽化に加え、区分所有者の高齢化等による管理組合の役員の担い手不足など、適正な維持管理の支障となる課題が顕在化している。特に全国の分譲マンションの約半数が集中し、今後、管理不全のマンションが急増することが懸念される首都圏においては、マンションの管理適正化を図ることは喫緊の課題となっている。

このような課題に対応するため、国においては、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正し、令和4年4月から、地方自治体がマンションの管理に能動的に関与していけるよう、国の基本方針に基づきマンション管理適正化推進計画を作成するとともに、区域内のマンション管理組合が作成したマンション管理計画のうち、一定基準を満たす計画を認定することができることとなった。

当該改正内容の遂行のためには、地方自治体において、専門性の高い事務を適正かつ効率的に実施するための体制整備が必要となるが、知見を有する人材の確保・育成や、事務の外部委託を行うための財源確保などが懸念されるところである。

については、マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について、次のとおり要望する。

- 1 マンション管理計画の認定事務について、地方自治体における人材の確保・育成や、事務の外部委託など、適正かつ効率的な事務体制を継続的に確保するための取組に対して、必要な財政支援を講じること。
- 2 マンション管理計画の認定事務及び管理組合等への助言・指導等について、地方自治体の相談に対応できる専門窓口やインターネットサイトを設置するなど、技術的支援を講じること。

- 3 認定したマンション管理計画の実効性を維持するため、管理組合等による自主的かつ継続的な管理運営等が担保される仕組みづくりについて、引き続き検討を行うこと。

令和3年 月 日

国土交通大臣 斉藤鉄夫様

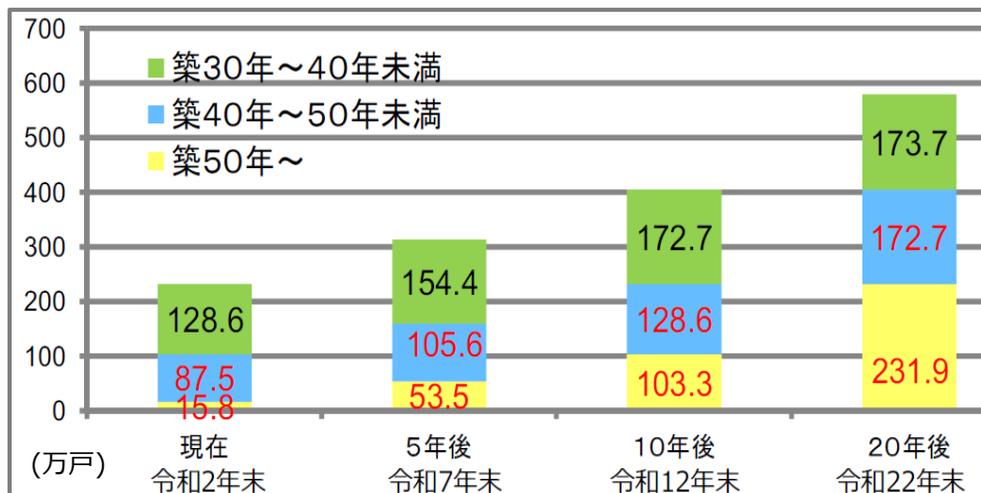
九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

# マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について

## 1. 現状 ～マンションは今～

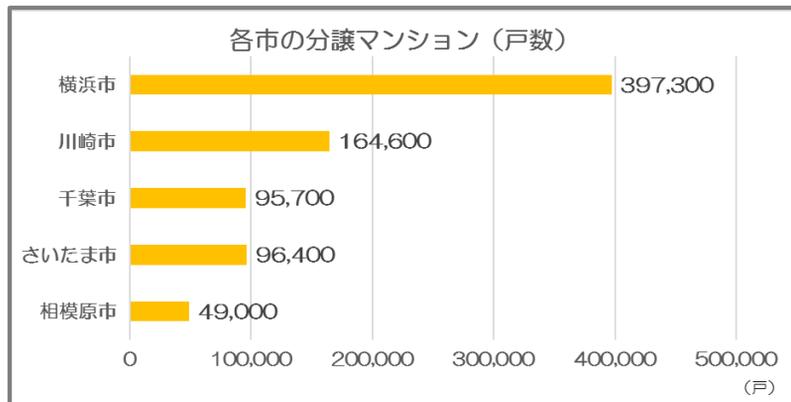
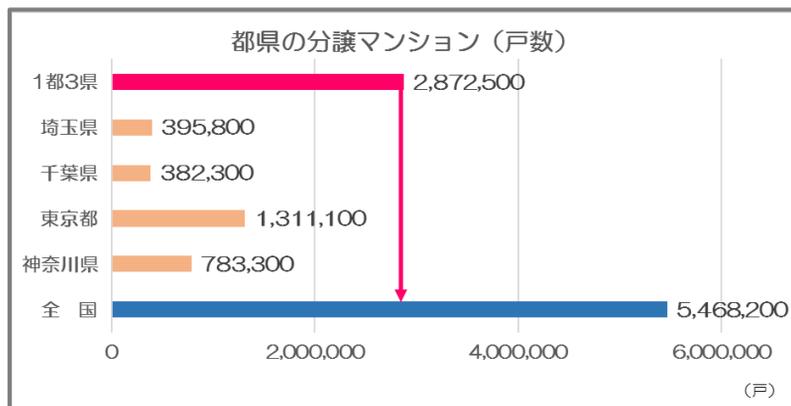
- 国内では築40年を超えるマンションが増加の一途  
⇒ **10年後には約2.2倍、20年後には約3.9倍に！**



【出典】国土交通省作成資料

築40年を超える高経年のマンションは  
**建物の老朽化**や所有者の高齢化による**管理組合の担い手不足**などが課題！

- 全国の分譲マンションのうち、約半数が首都圏（九都県市）に集中！  
⇒ **マンションの管理適正化を図ることは喫緊の課題**



※「持ち家のマンション」は、共同住宅のうち、鉄筋・鉄骨コンクリート造又は鉄骨造の住戸を集計

【出典】平成30年 住宅・土地統計調査

## 2. 国の動き ～マンションの管理適正化を推進する方策～

「**マンションの管理の適正化の推進に関する法律**」を改正（R2年6月24日公布、R4年4月1日施行）

### 地方自治体に求められる新たな役割

#### ① マンション管理適正化推進計画制度

地方自治体は、国の基本方針に基づいて、マンション管理適正化推進計画を作成（任意）  
※都道府県は町村分を作成

#### ② 管理計画認定制度

①を作成した地方自治体は、マンション管理組合が作成した管理計画（修繕等の管理方法、資金計画など）のうち、一定基準を満たす計画を認定



#### ③ 管理適正化のための助言・指導等

地方自治体は、管理の適正化のために、必要に応じて管理組合に対し、助言・指導等を行う

## 3. 課題 ～法改正による地方自治体への影響～

- ✓ マンション管理計画の認定事務など、**新たな事務を適正かつ効率的に実施するための体制整備が必要**
- ✓ 専門性の高い事務の実施には、**専門知識を有する人材の確保・育成が必要**
- ✓ 認定事務の一部をマンション管理士会等に委託する場合、**外部委託に係る費用の財源確保などが懸念**

## 4. 要望事項

地方自治体における事務体制の継続的な確保やマンション管理計画の実効性を維持するため、国に対して包括的な支援等を要望

#### ① 財政的支援

【地方自治体が行う**専門人材の確保・育成**や、**事務の外部委託**などへの支援】

#### ② 技術的支援

【地方自治体からの相談に対応した**専門窓口**や**インターネットサイトの設置**など】

#### ③ 仕組み作り

【計画を認定した管理組合等による、**自主的かつ継続的な管理運営等が担保される仕組み作り**について、引き続き検討すること】

## ケアラーへの支援について（案）

ケアラーとは、法令上の定義は無いが、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

こうしたケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来への見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしが送れない、社会的に孤立に追い込まれているといった課題があり、そうした方々を社会全体で支援していくことが必要である。

特にヤングケアラーは、家族の世話や介護、看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を引き受けることで、学校に行けない、勉強など自分の時間が取れない、友人と遊べない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利を守れないことが懸念される重大な問題となっている。

一方、ケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人自身に支援が必要であることについて自覚がないといった理由から、支援につながりづらい状況がある。

また、ケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっている。このため、ケアラーは、各種支援制度のはざまに陥りがちで、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

国は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、本年5月に取りまとめた同プロジェクトチームの報告では、今後取り組むべき施策として①早期発見・把握 ②支援策の推進 ③社会的認知度の向上を掲げた。また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）にも、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところであるが、ケアラー支援はヤングケアラーのみならず、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが必要である。

については、全世代のケアラーが社会から取り残されたり、介護等を理由に希望する人生を送れないといったことがないよう、国・都道府県・市区町村が一体となって具体的な支援を進めていく必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 法令上にケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。
- 2 被介護者に対する各種支援制度の運用に当たっては、ケアラーを一律に「介護力」とすることを前提とせず、個々の状況に応じて必要なサービスを受けられることを明確に示すこと。
- 3 ケアラーの負担に配慮し、個々の状況に応じてケアラー自身も支援を受けられるよう、必要なサービスの創設を含めた具体的な支援策を講じること。
- 4 地方自治体が行うケアラーへの支援について、年齢や属性、分野を問わず創意工夫をもって柔軟に対応できるよう、自由度の高い新たな交付金を創設するなど、十分な財政支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
文部科学大臣 末松 信介 様

九都縣市首脳会議

座長 千葉県市長

神谷俊一

東京都知事

小池百合子

埼玉県知事

大野元裕

千葉県知事

熊谷俊人

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

山中竹春

川崎市市長

福田紀彦

さいたま市長

清水勇人

相模原市長

本村賢太郎

# ケアラーへの支援について

## 1. 提案の背景

- 「ケアラー」とは・・・介護や看護、療育などケアが必要な家族などを無償でケアする人

➡ **全世代にわたって存在している**

例) 若者、育児と介護のダブルケア、老々介護

過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、社会的に孤立に追い込まれるといった課題



©一般社団法人日本ケアラー連盟

- 特に18歳未満の**ヤングケアラー**は年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を引き受けることで・・・

学校に行けない、勉強など自分の時間が取れない など

**子どもの権利を守れない** ことが懸念される



厚労省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」〈令和3年3月〉

約20人に  
1人

(参考)介護保険事業状況報告 (令和3年6月暫定版)

全国の要介護者687万人

およそ**7割**は在宅で介護

(問) 世話をしている 家族がいる	調査対象	中学2年生	高校2年生 (全日制)
	割合	5.7%	4.1%

## 2. 現状と課題

- 課題① 家庭内のデリケートな問題で表面化しづらい
- 課題② 「ケアラー」という言葉や概念自体の認知度が低い
- 課題③ 必要な支援が、福祉分野のほか多様な分野にわたっている



神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査〈令和2年度〉

(問) ケアラーという言葉 を知っているか	知っていた	32.2%
	聞いたことはあるが内容は知らない	12.5%
	知らなかった	48.6%

認知度は  
約**3割**

## 2. 現状と課題(続き)

これらの課題があるため、

- **そもそもケアラー本人に、支援が必要であることについて自覚が無く、支援につながりづらい**
- **各種支援制度の「狭間」に陥りがちで、必要な支援が受けられない**

といった問題も……



## 3. 国の取組

**令和3年3月**「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」立ち上げ

＜チーム報告とりまとめ(令和3年5月)＞

〔今後取り組むべき施策〕

①早期発見・把握

②支援策の推進

③社会的認知度の向上



**令和3年6月**「骨太の方針」に初めてヤングケアラーへの支援が明記

しかし

ヤングケアラーのみならず、家族の介護のために自分の希望する人生を送れないケアラーがいる

→ **全世代のケアラーを対象に、国・都道府県・市区町村が一体となって、切れ目なく、具体的な支援を行っていく必要がある。**

## 4. 提案内容

- 1 法令上にケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。
- 2 被介護者に対する各種支援制度の運用に当たっては、ケアラーを一律に「介護力」とすることを前提とせず、個々の状況に応じて必要なサービスを受けられることを明確に示すこと。
- 3 ケアラーの負担に配慮し、個々の状況に応じてケアラー自身も支援を受けられるよう、必要なサービスの創設を含めた具体的な支援策を講じること。
- 4 地方自治体が行うケアラーへの支援について、年齢や属性、分野を問わず創意工夫をもって柔軟に対応できるよう、自由度の高い新たな交付金を創設するなど、十分な財政支援を行うこと。

## デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について（案）

令和3年5月、デジタル改革関連法が成立した。関連法のうち、デジタル社会形成基本法では、ICTを用いたデータ活用により創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成が、国際競争力の強化、国民の利便性向上に資するとともに、急速な少子高齢化などの課題を解決する、極めて重要なものとされている。さらに、社会全体のデジタル化の司令塔となるデジタル庁が同年9月に創設されたところである。

これからのデジタル社会の形成における最重要施策のひとつにベース・レジストリがある。ベース・レジストリは、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データを登録し、様々な場面で参照することで、高度な行政サービスやスマートシティを実現するための社会全体の基盤となるものである。住民サービスの刷新や事務の効率化のみならず、新たなビジネスの立ち上げなど社会全体の効率性向上に資するものであり、ベース・レジストリの有無は我が国の国際競争力を左右する基幹サービスであるが、現時点ではその整備は緒に就いたばかりである。

今後、ベース・レジストリの整備に向けて重要となる取組に情報システムの標準化がある。デジタル改革関連法の一つ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律においては、住民記録、税、社会保障など主要17業務のシステムについて、国の標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することが地方自治体の責務とされ、令和7年度末までの移行完了が目標として掲げられている。

現状、地方自治体ごとに異なる情報システムは、円滑なデータ連携の妨げとなるなど、全国一律かつ迅速な行政サービスを提供するための障害となっている。移行により、こうした問題が解決され、住民サービスの向上や業務効率化につながるとともに、膨大な住民データの形式が統一されることで、ベース・レジストリに必要な基本データの整備にもつながる。

このように、標準準拠システムへの移行は、行政のデジタル化の基礎となる重要事業であるが、業務の再構築や、標準化対象外の関連システム開発費用などが必要となり、短期間で集中的に行うため人的・財政的な負担が大きい。

ベース・レジストリは、21世紀の日本がデジタル先進国となるために不可欠な社会基盤であり、その整備と普及に向けて各主体が連携して取り組んでいくことが重要であり、標準準拠システムへの移行を確実に推進していくためには、すべての地方自治体に対して十分な財政支援が不可欠である。

これらを踏まえ、次の事項を国に要望する。

- 1 情報システムの標準化を円滑に進めるため、データ連携仕様を始めとした、システム標準化の全体設計に必要な共通事項の案を令和3年度に提示するなど、早期に情報提供するとともに、移行準備経費だけでなく、関連する経費を幅広く対象とし、すべての地方自治体に対して十分な財政支援を継続的に行うこと。
- 2 ベース・レジストリの整備と普及の取組については、国・地方自治体・民間の連携が円滑に進むよう、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、財政支援や技術的支援なども含め、国が中心となり強力で推進すること。

令和3年 月 日

デジタル大臣 牧島かれん 様  
総務大臣 金子恭之 様

九都県市首脳会議

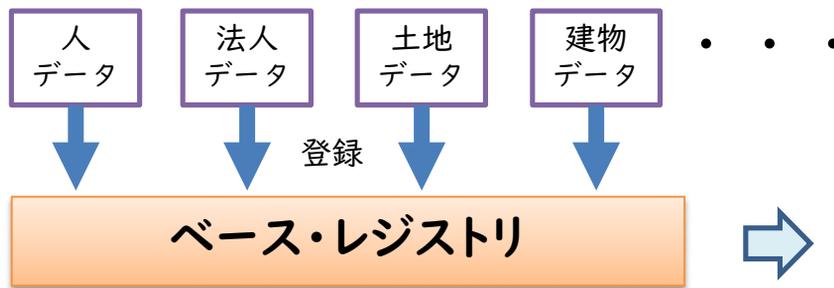
座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

# デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について

## 国のデジタル社会形成のねらい

- ・ 国際競争力の強化と国民の利便性の向上
- ・ 急速な少子高齢化の進展に伴う課題の解決

## ベース・レジストリとは



オンライン申請でのデータ再利用など、様々な場面でデータを参照し、活用

## ベース・レジストリの効果

- ・ ワンスオンリーの実現
- ・ システムの重複投資の削減
- ・ 社会コスト全体の削減など  
(ただし、各組織のデータは自力で整備することが必要)

高度な行政サービス  
・スマートシティを実現

※デジタル先進国では、国を挙げて取り組んでいる

デンマーク	2012年からの15年間で1,200億円以上の行政コスト削減見込み
エストニア	法により重複データ収集を禁止することでワンスオンリーを実現

## ベース・レジストリから最大の効果を得るために必要な3要素

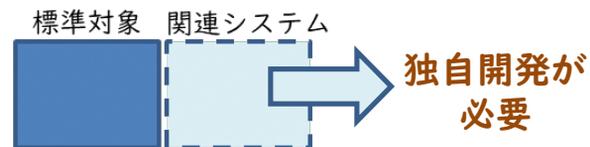
<b>1</b> <b>データの標準化</b> (形式の統一)	<b>2</b> <b>ルールの徹底</b>	<b>3</b> <b>品質維持</b>
---------------------------------------	---------------------------	-------------------------

## 情報システムの標準化

- ・自治体間で円滑なデータ連携が可能となり、住民サービス向上や業務効率化につながる
- ・主要な情報システム（住民記録・税務等17業務）は、国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が必要

## 課題

- 1 短期間で集中的に移行（令和7年度末まで）  
⇒ 人的・財政的な負担大
- 2 移行経費に加え、標準化対象外のシステム開発費用などが必要



### 横浜市の例

ひとり親家庭への医療費助成のような  
主要17業務に紐づく関連システムは独自開発が必要  
⇒ さらなる費用増加の可能性

これらを踏まえ、以下の事項を国へ要望

- 1 情報システムの標準化を円滑に進めるため、データ連携仕様を始めとした、システム標準化の全体設計に必要な共通事項の案を令和3年度に提示するなど、早期に情報提供するとともに、移行準備経費だけでなく、関連する経費を幅広く対象とし、すべての地方自治体に対して十分な財政支援を継続的に行うこと。
- 2 ベース・レジストリの整備と普及の取組については、国・地方自治体・民間の連携が円滑に進むよう、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、財政支援や技術的支援なども含め、国が中心となり強力に推進すること。

## デジタル人材の育成について（案）

我が国は今、感染症の脅威や気候変動の危機に加え、世界のどの国も経験したことがない人口減少・少子高齢化社会に直面すると同時に、世界経済の変化や第4次産業革命の進展もますます加速化するなど、大きな変革期を迎えている。

こうした中、世界各国は、すでにポストコロナを見据え、先端産業の集積や高度人材・留学生の獲得など、戦略的な取組を展開しており、我々もこのまま対策を講じなければ、世界との競争から大きく取り残されかねない。

事実、「世界競争力ランキング（IMD）」において、我が国の順位は長期低迷しており、特に、企業におけるビッグデータやデジタル技術の活用など、デジタル分野が最大の弱点となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、都市のデジタル化・スマート化が急速に進んでいる中、AI・ビッグデータといった最先端技術を活用し、我々を取り巻く社会課題の解決や新たな価値の創出を実現していくことが、国や都市の競争力を左右する大きな鍵となる。

その担い手として必要不可欠なのが、デジタル人材、特にAIやデータサイエンスに関する実践的な知見やスキルを有する人材である。

しかし、国の「IT人材需給に関する調査（令和元年3月）」では、AIに限っても人材不足（令和12年14.5万人）が見込まれており、全国の約3割の大学が集積する首都圏が人材育成に果たす役割は非常に大きいものがある。

デジタル分野は日々進化しており、今ここで、大学や民間企業とも連携して、AIやデータサイエンスに精通した人材の確保・育成に向け、迅速かつ集中的に対策を講じることが必要である。一方で、我が国の持続的な成長には長期的な人材育成の視点も欠かせない。ついては、以下の事項を要望する。

- 1 それぞれの学校段階に応じた必要な知識やスキルを習得できるように、ICTに精通した多様な外部人材の積極的な活用を推進するとともに、必要な技術的・財政的支援を行うこと。

- 2 大学等において、AIやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するため、当該分野における人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うこと。加えて、当該分野の収容定員を別枠で取り扱うことにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。
- 3 実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたりカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるなど、人材の確保・育成を重層的に進めること。

令和3年 月 日

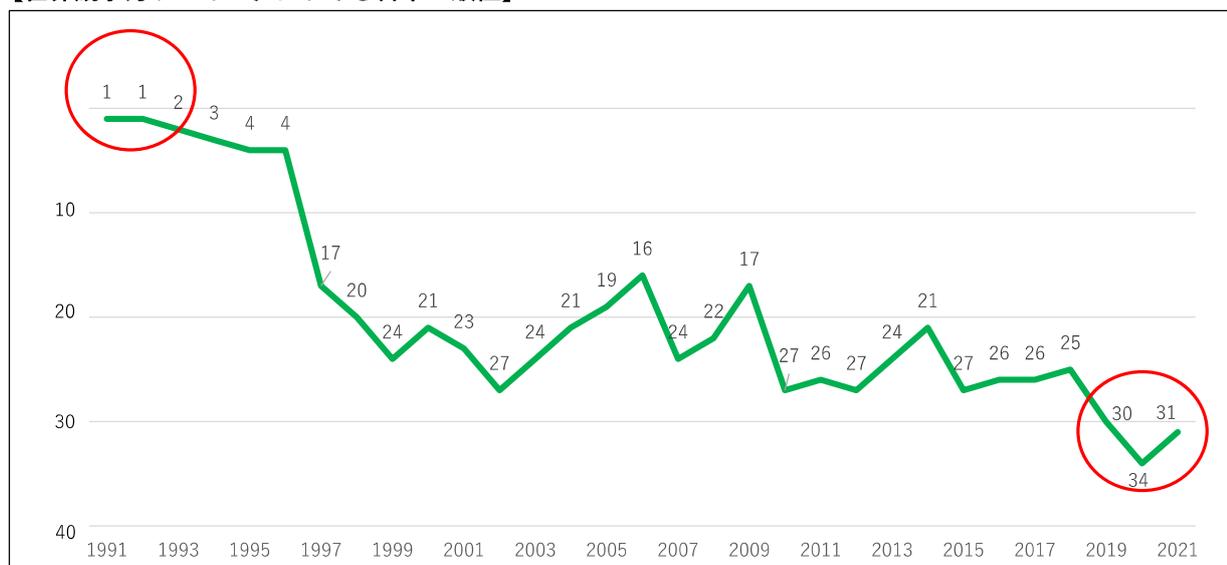
文部科学大臣 末松 信介 様  
厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
経済産業大臣 萩生田 光一 様  
デジタル大臣 牧島 かれん 様  
内閣府特命担当大臣 野田 聖子 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷 俊一
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	山中 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

# 世界1位であった国際競争力は3年連続30位台

【世界競争力ランキングにおける日本の順位】



出典：IMD「世界競争力ランキング」

我々が講じるべき対策は

1

## 最大の弱点は「デジタル分野」

【世界競争力ランキング対象64か国中の順位】

- ビッグデータ分析の意思決定への活用 63位
- デジタル人材の利用可能度 62位
- 企業におけるDX 60位
- デジタルツール技術の活用 57位
- 経済の要請に見合った大学教育 54位

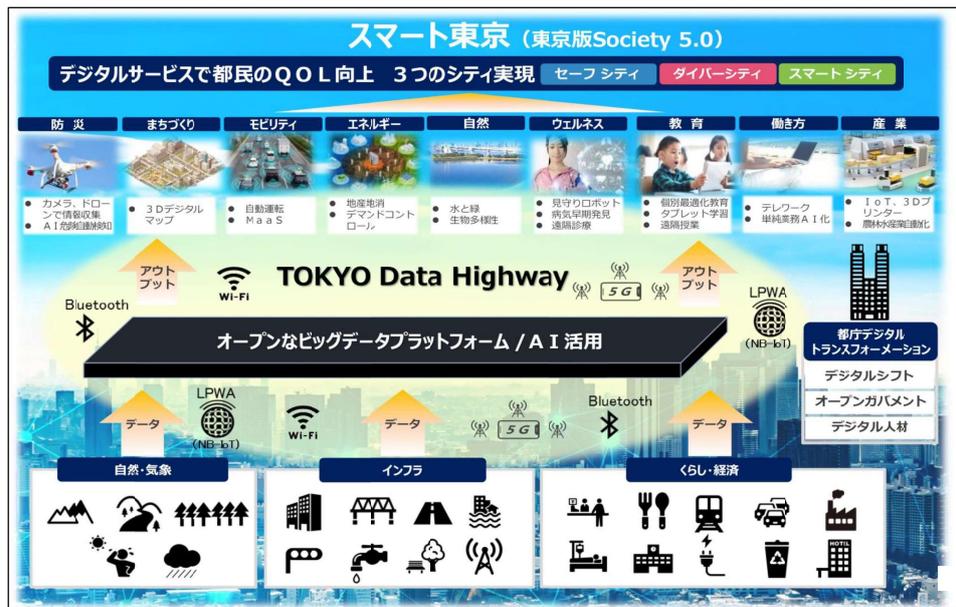
出典：IMD「世界競争力ランキング2021」

デジタル技術をビジネスに有効に活用できておらず、  
技術者の人材不足も浮き彫り

2

# データと最先端デジタル技術を活用し「スマート社会」を目指す

【「未来の東京」戦略】

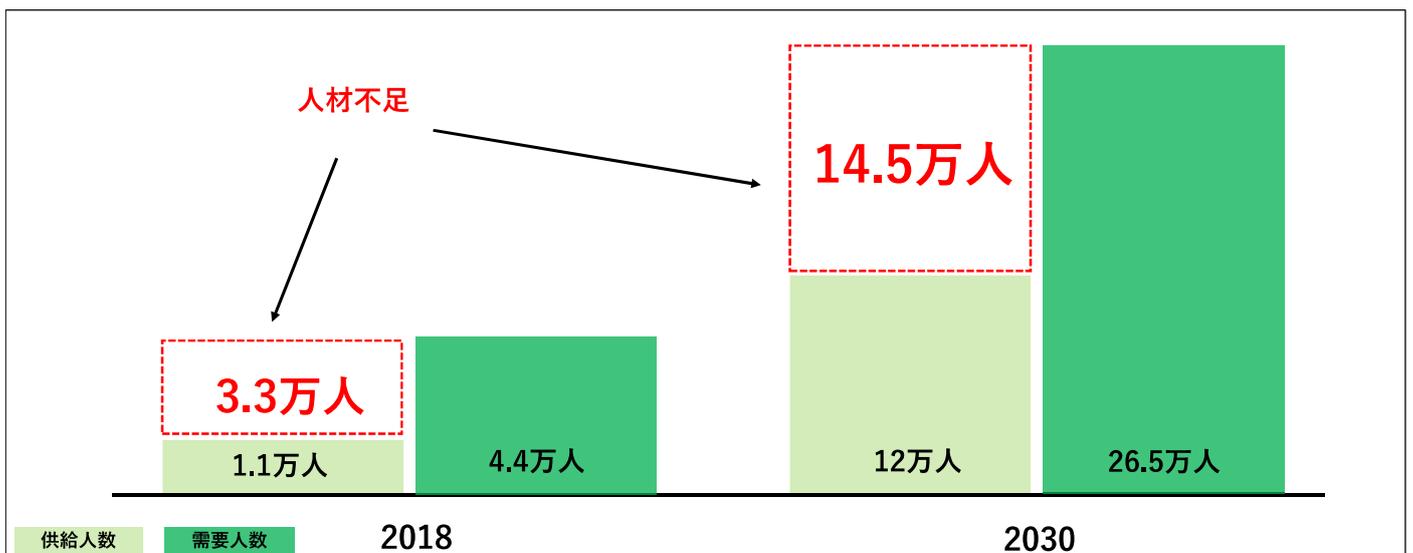


あらゆる分野で、質の高いサービスを新たに創出できるデジタル人材、特にAIやデータサイエンスに精通した人材の確保・育成が必要

3

## 2030年にはAI人材が最大で14.5万人不足

【国の試算に基づくAI人材の需給ギャップ】



出典：経済産業省「IT人材需給に関する調査」

デジタル人材の育成には一刻の猶予もない

4

# デジタル人材の育成も競争が激化



- 2020年までに初等中等教育段階のSTEM分野教員を10万人養成
- 高・大・院におけるAI分野を最優先とした助成（奨学金や若手教員の認定・資金提供など）



- 初等中等教育段階においてイノベーション人材を育成する改革試行プロジェクトの実施
- 小・中・高にAI教育科目、大学にAI専門学科やAI学部を新設



- すべての中学校生徒にSTEMプログラムを提供する組織を立ち上げ
- AI人材開発プログラムとして、大学生・教員向けのEラーニングコンテンツを無料提供



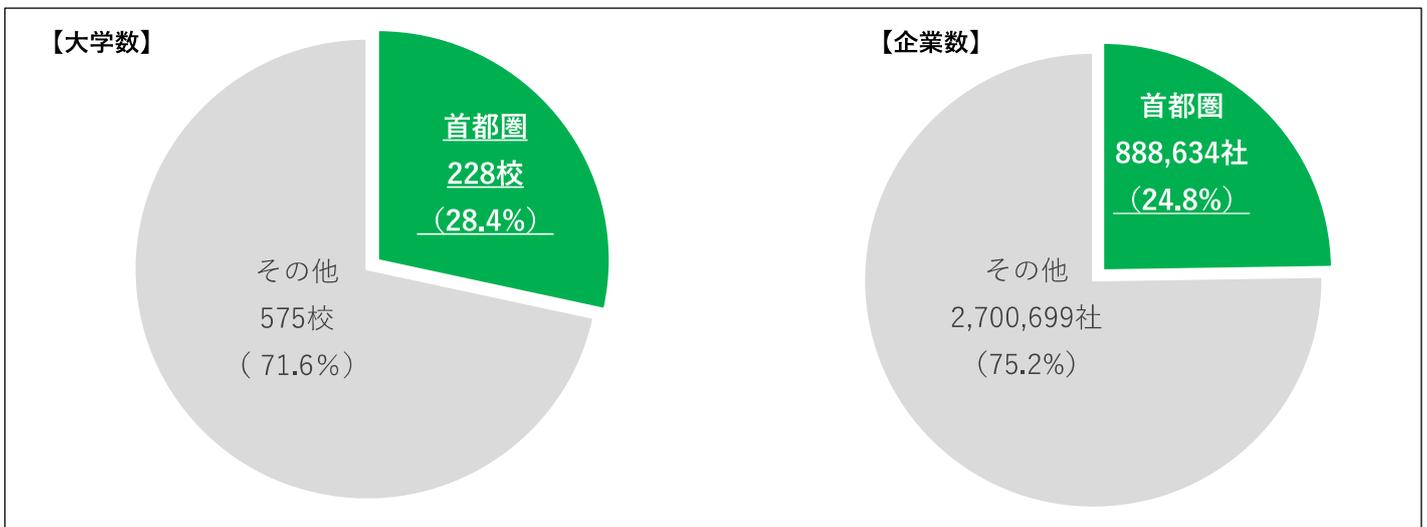
- 小中高校：データサイエンス・AIに関する基礎的なリテラシーの習得【100万人卒/年】  
✓ プログラミング教育や統計教育の充実、ICTに精通する外部人材の登用
- 大学・高専：自らの専門分野へのデータサイエンス・AIの応用力の習得【25万人卒/年】  
✓ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度、AI×専門のダブルメジャー
- 社会人（リカレント教育）：AI実践的活用スキルの習得  
✓ 社会人向けスキル習得プログラムの拡充、職業訓練の推進

迅速かつ集中的な対策により、計画の着実な実行が必要

5

## 多くの大学・企業が集積する首都圏が牽引すべき

【全国に占める首都圏の大学数・企業数】



出典：文部科学省「大学基本調査」、経済産業省「都道府県別企業数」

6

# デジタルの力で誰もがいきいきと輝く社会へ

1. それぞれの学校段階に応じた必要な知識やスキルを習得できるようにICTに精通した多様な外部人材の積極的な活用を推進するとともに、必要な技術的・財政的支援を行うこと。
2. 大学等において、AIやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会を拡大するため、当該分野における人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うこと。加えて、当該分野の収容定員を別枠で取り扱うことにより、多くの専門的人材を確実に排出できる環境を整備すること。
3. 実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるなど、人材の確保・育成を重層的に進めること